

I 章 「県立高等学校改革後期実施計画」策定に当たって

1 「県立高等学校改革基本計画」について

福島県においては、人口減少、少子高齢化、過疎化への対応、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生などの大きな課題が山積しています。県立高等学校においても、これまで、人口の減少期であっても学校数をある程度維持したままで、中学校卒業者の減少に応じて学級数を減じる対応を進めた結果、小規模校の割合が全国平均と比べて高くなり、教育の質の維持・向上が課題となっています。更には、学習指導要領の改訂※、高大接続改革※など、我が国の高等学校教育は大きな転換期の中にあり、本県の高等学校教育も、大きな転機に直面しています。

平成 30 年 5 月に策定した「県立高等学校改革基本計画（2019 年度～2028 年度）」（以下「基本計画」という。）では、このような本県の現状をチャンスと捉え、「**本県の未来を切り拓くチャレンジ精神を持った人づくりを推進すること**」を計画の理念としました。この理念のもとに、高等学校における学びを通じて、地域に軸足を置きながら多様な主体と関わり、自己のアイデンティティと郷土への誇りを育み、生徒一人一人の志を実現させることができるよう、教育の質を向上させることとしました。そのために、**各高等学校の新たな在り方を検討し、再編整備と特色化を図る中で、より良い教育環境を提供することによって、生徒一人一人の資質や能力を伸長させることのできる魅力ある高等学校づくりを推進すること**を目標に、以下の 4 つの基本方針と 17 の取組に沿って高等学校教育の充実を図ることとしました。

【県立高等学校改革基本計画の 4 つの基本方針と具体的な取組】

基本方針 1 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む高等学校教育の推進

- (1) 生き抜く力を支える確かな学力の向上に向けた取組の推進
- (2) 豊かなこころを育成する取組の推進
- (3) 体力の向上や健康増進に向けた取組の推進
- (4) 様々な課題に果敢に取り組む主体性・協働性を育成する取組の推進
- (5) 地域と連携し、地域の特色を生かした学校づくりの推進

基本方針 2 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上

- (6) 多様な学習機会の充実
- (7) 中高一貫教育の推進
- (8) 学びのセーフティネットの推進
- (9) 一人一人の夢を実現させる教育力の向上

※ 学習指導要領の改訂

高等学校の学習指導要領は、平成 29 年度末に改訂され、令和元年度からの移行期間を経て、令和 4 年度から年次進行で実施される。

※ 高大接続改革

グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされる中、学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を確実に育成・評価するための、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革のこと。

基本方針3 学校の再編整備・特色化による教育活動の魅力化

- (10) 学ぶ意欲を引き出す望ましい学校規模
- (11) 望ましい学校規模への再編整備の推進
- (12) 進路希望に応じた特色ある高等学校の配置
- (13) 社会の変化に対応した学科の適切な配置
- (14) きめ細かな指導が可能となる教育環境の整備
- (15) 学校の特色化と情報発信

基本方針4 過疎・中山間地域の学習機会の確保と教育環境の向上

- (16) 過疎・中山間地域の学習機会の確保
- (17) 過疎・中山間地域における教育環境の向上

2 「県立高等学校改革前期実施計画」について

基本計画をより実効的、計画的に推進し、その理念を具現化するために、より具体的な高等学校改革の方向性と再編整備の具体的な対象校を含む5年単位の実施計画（短期計画）を前期・後期に分けて作成することとしました。平成31年2月に策定した「県立高等学校改革前期実施計画」（以下「前期実施計画」という。）は令和元年度から令和5年度を実施期間としており、社会状況の変化や今後の中学校卒業見込者数の推移に柔軟に対応できるよう、県立高等学校の再編整備（統合を含む）を行ってきました。

(1) 再編整備等の進捗状況

令和2年度には分校2校の募集を停止し、3校を1学年1学級規模の本校としました。また、令和3年度は統合校2校が開校し、更に令和4年度は10校を5校に、令和5年度には11校を6校に再編整備し、前期実施計画期間内に、**県立高校25校を13校に再編整備**します。

* これ以降の表においては、「高等学校」を省略して学校名を記載します。

① 令和2年度

学校名	令和元年度の 学科・学級数	再編内容	令和2年度の 学科・学級数
安積・御館校	普通1	募集停止	
修明・鮫川校	普通1	募集停止	
川俣	普通1、工業1	1学級本校化	普通1
猪苗代	普通1、商業1	1学級本校化	普通1
只見	普通2	1学級本校化	普通1

② 令和3年度

学校名	令和2年度の 学科・学級数	再編内容 統合校名	令和3年度の 学科・学級数	備考
喜多方	普通4	統合 喜多方	普通5	単位制※の導入 コース制※の導入
喜多方東	普通2			
小名浜	普通1、商業1	統合 小名浜海星	普通1、商業1 水産3	水産科の再編成
いわき海星	水産4			

※ 単位制

学年による教育課程の区分を設けず、定められた単位を修得すれば卒業が認められる教育制度。一人一人の学習計画に基づいて、それぞれの興味・関心等に応じた科目を選択でき、学年の区分なく自分のペースで学習ができるなどの特徴がある。

※ コース制

同一学科の中で異なる教育課程を編成するもので、より専門的内容を高めた学びができる教育課程編成の一つ。

③ 令和4年度

学校名	令和3年度の 学科・学級数	再編内容 統合校名	令和4年度の 学科・学級数	備考
須賀川	普通4、商業1	統合 須賀川創英館	普通6	コース制の導入
長沼	普通2			
大沼	普通2	統合 会津西陵	普通4	コース制の導入
坂下	普通2			
湯本	普通6	統合 いわき湯本	普通6	コース制の導入 校舎方式※による統合
遠野	普通2			
相馬東	総合4	統合 相馬総合	総合5	校舎方式による統合
新地	普通2			
保原(定)	普通1	統合 ふくしま新世	普通1	夕・夜間部の併置 校舎方式による統合
福島中央	普通1			

④ 令和5年度(予定)

学校名	令和4年度の 学科・学級数	再編内容	令和5年度の 学科・学級数	備考
梁川	普通2	統合	普通6	コース制の導入 校舎方式による統合
保原	普通3、商業1			
二本松工業	工業3	統合	工業3、家庭1	家庭科新設 校舎方式による統合
安達東	総合2			
白河実業	農業1、工業4 商業1	統合	工業5、商業1	農業科の募集停止 工業科の再編成 校舎方式による統合
塙工業	工業2			
修明	文理1、農業2 商業1	学科再編	文理1、農業3 商業1	農業科の再編成
耶麻農業	農業1、家庭1	統合	農業4	農業科の再編成 校舎方式による統合
会津農林	農業3			
田島	普通2	統合	総合3	総合学科を設置 校舎方式による統合
南会津	普通2			

※ 校舎方式
p.5参照。

(2) 再編整備に当たっての課題と対応

前期実施計画では、再編整備を計画した全ての対象校において、関係市町村、地元有識者、同窓会代表、保護者代表、中学校関係者等から構成される県立高等学校改革懇談会（以下「懇談会」という。）を開催しました。懇談会においては、再編整備の趣旨や統合校の方向性などについて説明するとともに、聴取した意見をもとに、再編整備の課題に対して検討を重ねながら対応策を示してきました。更に、県教育委員会及び統合対象校の教職員により構成する教育内容検討委員会において、修正と調整を加えながら教育内容等の具体的な検討を行ってきました。

① 再編整備に当たっての課題

[教育内容について]

- 統合による大きな環境の変化により、精神的負担の増加が危惧される生徒に対応する必要があります。
- 再編整備対象校で行っている地域の特色を生かした教育活動や、小規模校で行っている中学校時代に不登校などを経験した生徒に対する手厚い指導体制を継承する必要があります。
- 多様な生徒に対し、幅広い学習ニーズと進路希望に合わせた選択科目の設置や進路別・習熟度別授業によるきめ細かな指導をさらに推進する必要があります。
- 定時制の統合において、生徒の生活パターンと多様な学習ニーズに応える教育活動の実践とキャリア教育を充実させる必要があります。
- 統合後の2～3年間は、1つの学校に複数の教育課程が存在することとなるため、学校生活に支障がないようにスムーズな業務の移行を図る必要があります。
- 統合校の魅力ある教育内容について、中学生と保護者、中学校教職員など地域の関係者に対し、積極的な情報発信に努める必要があります。

[生徒や地域の不安について]

- 遠距離通学となる生徒の通学費の負担増加及び学習や部活動の時間の確保と冬期間の通学に対する不安を解消する必要があります。
- 学校がなくなる地区における、地域の活力低下への不安に対応する必要があります。
- 自治体や地域住民、同窓会等からの、統合に関して納得のいく説明がなされていないという御批判に対応する必要があります。

② 具体的な対応

- 統合対象校の生徒の実態に応じて、入学した高校の校舎で卒業まで学ぶ**校舎方式**※を採用します。なお、校舎方式を採用した統合校においては、2つの校舎を使用して教育活動を実践することから、学校行事の持ち方や部活動の在り方等の課題を整理し対応策を講じます。
- 統合校においても、生徒を自立した社会人として送り出している小規模校の手厚く丁寧な学習指導と進路指導等を継承し、その指導体制のさらなる充実を図ります。
- 定時制の統合校において、**夜間部を継続しつつ夕間部を設置**するとともに、商業などの専門科目を設定します。
- **負担軽減の措置**として、通学費や下宿にかかる経費の一部を支援する取組等を行うとともに、田島・南会津統合校に寄宿舎を建設します。

※ 校舎方式
p.5 参照。

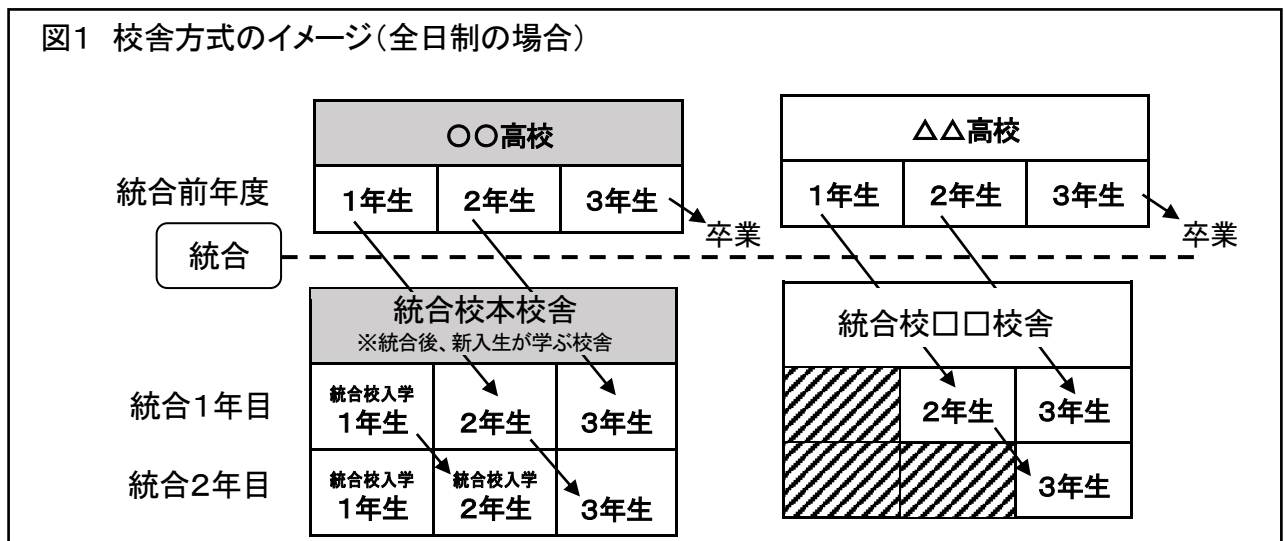
- 統合校において、統合した両校の所在地域を学びのフィールドとして、地域課題に対する探究的な学習を地域と連携して行うとともに、両校の地域の特色を生かした教育活動を継承しながら、統合校と地域の魅力を発信していきます。
また、知事部局及び関係市町村と連携し、地域の実態を踏まえながら対話を重ね、学校跡地の利活用を含めて地域振興に取り組みます。
- 統合の趣旨と統合校の魅力などを伝えるため、中学生と保護者及び自治体や地域住民等へ説明を重ねています。引き続き丁寧に説明を行いながら、地域の皆様のさらなる理解の促進に努めます。

※ 校舎方式について

「校舎方式」とは、統合前年度までにそれぞれの高校に入学した生徒が、入学したそれぞれの高校の校舎で卒業まで学ぶ方式です（図1）。

全日制は統合2年目まで、定時制は統合3年目まで2つの校舎を使用します。

図1 校舎方式のイメージ(全日制の場合)



(3) 特色化・魅力化の取組状況

前期実施計画では、基本計画に示された4つの基本方針を具現化し、魅力と活力ある学校づくりを推進するため、県立高等学校改革の方向性について教育の質的向上の観点から整理し、すべての県立高等学校の在り方を見直して各校の位置づけを明確にすることにより、生徒一人一人の資質や能力を伸ばさせることのできる魅力ある学校づくりを推進しています。

① 実績

- 生徒の興味・関心や進路希望等に対応した多様な科目が選択できるよう、**単位制を5校に導入**することとしました。
- 普通科及び普通系専門学科の特色化・魅力化として、進学、就職に向けた指導の充実を図るため、**教育プログラムとしてのコース制※を18校に導入**することとしました。
- 地域と協働した学校づくりを推進し、地域創生の核となる人材を育成するため、**コミュニティ・スクール※を6校に導入**しました。

※ 「教育プログラムとしてのコース制」

本県の、医学をはじめとした保健・医療や教育、福祉を担う人材を育成するため、大学等と連携した体験学習や特別講座等を実施する教育プログラム。

※ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことにより、「地域と共にある学校」を実現するための制度の一つ。具体的には、「学校運営協議会」(学校と地域の協議の場)を設置している学校のこと。

- 地域の特色を生かした地域課題探究学習を推進するため、地域コーディネーターを3校に配置しました。
- 統合校と1学年1学級規模の本校の学習環境を整備するため、優先的にICT機器の配置やICT支援員の派遣を行いました。

② 今後の課題

前期実施計画の取組をさらに推進していくために、次の課題に対処する必要があります。

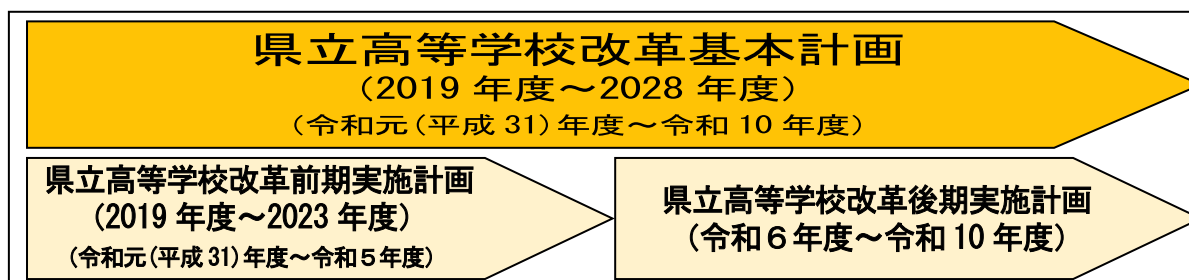
- 生徒の進路実現に必要な学力や資質の向上を図るために、各校の特色や生徒の実態を踏まえ、教育課程や教育プログラムをさらに充実させる必要があります。
- 地域課題探究学習を一層推進するために、地域コーディネーターや探究的な学びに協力する意欲と資質を持つ地域人材を確保する必要があります。
- 地域とともにある学校づくりのために、学校と地域の人々が相互理解や信頼関係を深め、それぞれの課題に対するお互いの当事者意識を醸成していく必要があります。
- 生徒自らの力や学校だけでは解決できない多様な課題を抱える生徒一人一人に対応するために、関係機関と連携して組織的な支援を行う必要があります。
- ICT機器を効果的に活用する学びの研究等を進める必要があります。

3 「県立高等学校改革後期実施計画」策定の趣旨

「県立高等学校改革後期実施計画」（以下「後期実施計画」という。）は、基本計画の理念を具現化するために、県立高等学校改革の内容や再編整備の具体的な対象校等について5年単位の実施計画（短期計画）を前期・後期に分けて策定することとしたうち、後期5年間（令和6～10年度）の具体的な取組を示すものです。

また、後期実施計画は、令和3年12月に策定した第7次福島県総合教育計画※を踏まえて策定しました。

【県立高等学校改革計画の期間】



※ 第7次福島県総合教育計画

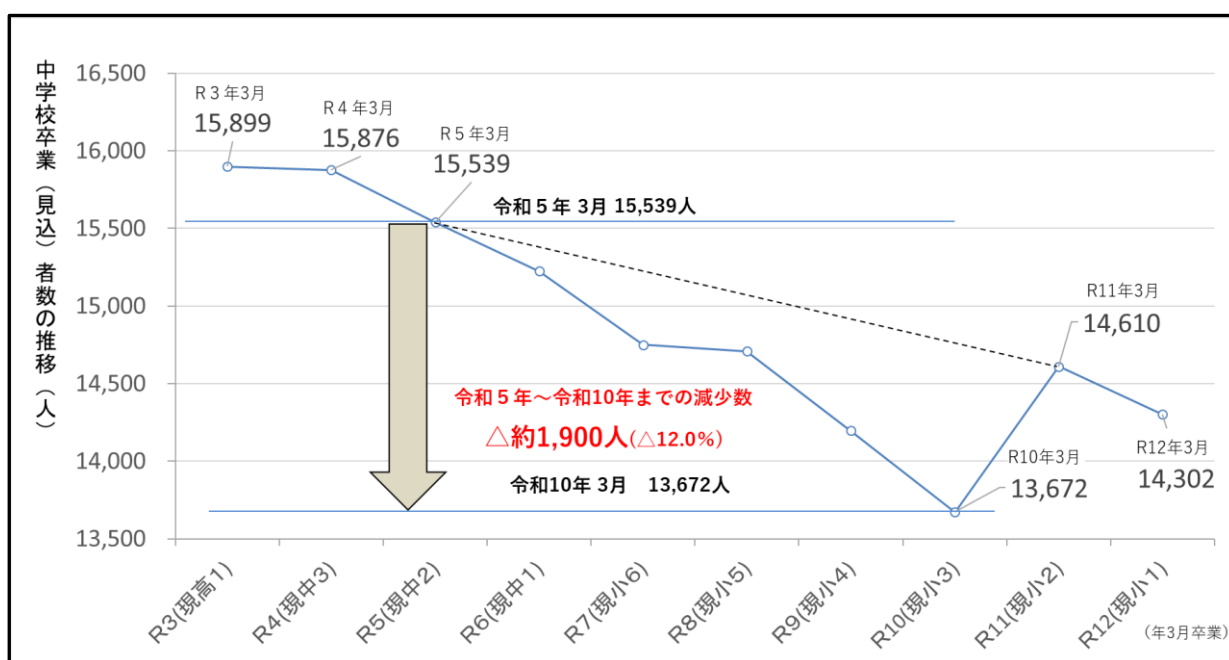
本県では、教育行政の効率的かつ効果的な推進に資するため、総合教育計画を昭和41年以来、策定している。第7次計画は、令和4年度から令和12年度までの9か年の計画である。

4 後期実施計画期間中の中学校卒業見込者数の推移

本県の後期実施計画期間中の中学校卒業見込者数については、前期実施計画の最終年度である令和5年3月の卒業見込者数15,539人から、後期実施計画の最終年度である令和10年3月の卒業見込者数13,672人へと、約1,900人減少する見込みですが、翌令和11年3月の卒業見込者数は14,610人と一時的に約1,000人増加するため、令和5年3月と比較すると約930人の減少となる見込みです（図2）。

後期計画においては、令和11年3月の卒業見込者数の一時的な増加を踏まえるとともに、今後の社会情勢の変化に注視しながら県立高等学校改革を推進していきます。

図2 令和12年3月までの中学校卒業見込者数の推移(全県) (令和3年5月現在)



出典：令和3年3月は福島県企画調整部統計課編各年度の「学校基本統計（学校基本調査報告書）」から作成。

令和4年3月～令和12年3月までは同「学校基本統計（学校基本調査報告書）」における各学年の在籍者をもとに作成。